

# 第 15 回教育委員会

令和元年 7 月 30 日  
午後 3 時 30 分  
本庁舎屋上会議室

## 案 件

報告第26号 職員の人事について

報告第 26 号

### 職員の人事について

大阪市教育委員会教育長専決規則第 2 条第 1 項により、次のとおり教育長による急施專決を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

記

別紙調書のとおり、人事異動を発令する。

調　書

(令和元年8月1日付)

項	新補職名	補職名	職種	氏　名	備考
	(　課　長　代　理　級　)				
1	総務部教育政策課平野区教育担当課長代理兼務(平野区役所保健福祉課子育て支援担当課長代理兼政策推進課長代理)	経済戦略局立地交流推進部サミット推進担当課長代理	事務職員	納田　早美	兼務
	(　係　長　級　)				
2	学校経営管理センター担当係長(学務担当)	学校経営管理センター担当係長(給与・システム担当)	事務職員	吉田　信一郎	転任
3	学校経営管理センター担当係長(給与・システム担当)	学校経営管理センター担当係長(学務担当)	事務職員	濱口　育久	転任
4	学校経営管理センター担当係長(学務担当)	生涯学習部生涯学習担当勤務	事務職員	宮崎　真幸	昇任 転任

(参考) 大阪市教育委員会教育長専決規則(抄)

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。